

平成 26 年度地方税制改正(案)について

総 務 省
平成 25 年 12 月

平成 26 年度の与党税制改正大綱（12 月 12 日決定）のうち、地方税の概要は以下のとおり。

1 個人住民税

◎ 給与所得控除の見直し

- 給与所得控除の上限について、次のとおり引き下げ。

	現 行 (平成 26～28 年度分)	平成 29 年度分の 個人住民税 ※1	平成 30 年度分以後の 個人住民税 ※2
上限額が適用される給与収入	1,500 万円	1,200 万円	1,000 万円
給与所得控除の上限額	245 万円	230 万円	220 万円

※ 1 所得税については、平成 28 年分について適用。 ※ 2 所得税については、平成 29 年分から適用。

◎ 非課税限度額

- 平成 26 年度分の個人住民税に係る非課税限度額（均等割・所得割）については、現行どおりとする。

2 地方法人課税

◎ 地方法人課税の偏在是正

- 消費税率（国・地方）8%段階において、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部を国税化し、地方交付税原資化（交付税特会に直接繰り入れ）。

- (1) 法人住民税法人税割の税率の改正 [] : 制限税率

道府県民税 : 5.0% [6.0%] → 3.2% (△1.8%) [4.2%]

市町村民税 : 12.3% [14.7%] → 9.7% (△2.6%) [12.1%]

- (2) 地方法人税（仮称）の創設

法人税額を課税標準とし、税率は 4.4%（法人住民税の税率引下げ分相当）。

- 偏在是正により生じる財源（不交付団体の減少分）を活用して地方財政計画に歳出を計上。

- 地方法人特別税の規模を 1/3 縮小し、法人事業税に復元。

- 消費税率（国・地方）10%段階においては、法人住民税法人税割の交付税原資化をさらに進める。また、地方法人特別税・譲与税を廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討。

3 車体課税

◎ 自動車取得税の見直し

- 自動車取得税の税率を以下のとおり引き下げ。

区 分	現 行		平成 26 年 4 月～
自家用自動車（軽自動車を除く）	5%	→	3%
営業用自動車・軽自動車	3%		2%

- いわゆる「エコカー減税」について、環境性能に優れた自動車の軽減割合を拡充（75%→80%、50%→60%）。
- 自動車取得税は消費税率 10%への引上げ時（平成 27 年 10 月予定）に廃止。

◎ 自動車税の見直し

- 自動車税におけるグリーン化特例の見直し（平成 26 年 4 月～）
 - ・ 軽課について対象を重点化した上で強化し、重課割合について 15%とする。〔別紙参照〕
- 自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能課税を、自動車税の取得時の課税として、消費税率 10%引上げ時から実施することとし、平成 27 年度税制改正で具体的な結論を得る（消費税率 10%引上げ時（平成 27 年 10 月予定）～）。
 - ・ 課税標準は取得価額を基本とし、控除及び免税点のあり方等についても検討。
 - ・ 税率は、省エネ法の燃費基準値の達成度に応じ 0～3%の間で変動する仕組み。
 - ・ 税収規模は、他に確保した安定的な財源と合わせて、地方財政への影響を及ぼさない規模を確保。

◎ 軽自動車税の見直し

- 平成 27 年度以降に新規取得される四輪車等の新車の税率を自家用乗用車は 1.5 倍、その他は約 1.25 倍に引き上げ。〔別紙参照〕
 - （例）四輪の自家用乗用車 7,200 円（現行） → 10,800 円（改正案）
 - 四輪の自家用貨物車 4,000 円（現行） → 5,000 円（改正案）
- グリーン化を進める観点から、最初の新規検査から 13 年を経過した四輪車等について重課を導入（平成 28 年度分から）。〔別紙参照〕
- 二輪車等の税率を現行の約 1.5 倍（最低 2,000 円）に引き上げ（平成 27 年度分から）。〔別紙参照〕
 - （例）原動機付自転車（50cc 以下） 1,000 円（現行） → 2,000 円（改正案）
 - 二輪の軽自動車（125cc 超～250cc 以下） 2,400 円（現行） → 3,600 円（改正案）

4 復興支援のための税制上の措置

- 東日本大震災に係る津波により甚大な被害を受けた区域における土地及び家屋に係る固定資産税について、評価替えが行われる平成27年度に一般の措置に移行することとし、平成26年度はそれまでの暫定的な措置として課税免除措置を1年延長。

5 主な税負担軽減措置等

◎ 固定資産税の特例措置

- 国家戦略特区法に基づく中核事業のうち医療分野における一定の研究開発の用に供する設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置を創設。
- 景観重要建造物のうち世界遺産に登録された一定の固定資産について、固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置を創設（世界遺産登録された場合に措置）。
- 新築住宅に係る固定資産税の税額の減額措置を2年延長。
- 公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の一部にわがまち特例を導入した上、2年延長。

6 納税環境整備

◎ 地方消費税に係る徴収取扱費の見直し

- 消費税率（国・地方）の引上げに伴い、都道府県が国に支払う徴収取扱費を見直す。
 - ・ 譲渡割：既往の1%相当分（社会保障財源分以外）× 0.45%
 - ・ 貨物割：既往の1%相当分（社会保障財源分以外）× 0.50%

◎ 航空機燃料譲与税に係る譲与基準の見直し

- 航空機騒音の評価指標がW値からLdenに変更されたことに伴い、着陸料割の譲与割合を2分の1（現行3分の1）とし、騒音世帯数割の譲与割合を2分の1（現行3分の2）とする等の見直し。

7 検討事項等

◎ 軽減税率

- 消費税の軽減税率制度については、「社会保障と税の一体改革」の原点に立って必要な財源を確保しつつ、関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率10%時に導入する。

このため、今後、引き続き、与党税制協議会において、これまでの軽減税率をめぐる議論の経緯及び成果を十分に踏まえ、社会保障を含む財政上の課題とあわせ、対象品目の選定、区分経理等のための制度整備、具体的な安定財源の手当、国民の理解を得るためのプロセス等、軽減税率制度の導入に係る詳細な内容について検討し、平成26年12月までに結論を得て、与党税制改正大綱を決定する。

◎ 森林吸収源対策・地方の地球温暖化対策に関する財源の確保

- 税制抜本改革法第7条の規定に基づき、森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について、財政面での対応、森林整備等に要する費用を国民全体で負担する措置等、新たな仕組みについて専門の検討チームを設置し早急に総合的な検討を行う。

◎ 固定資産税の償却資産課税に関する税制措置

- 設備投資促進を目的とした固定資産税の償却資産課税に関する税制措置については、固定資産税が基礎的自治体である市町村を支える安定した基幹税であることを踏まえ、政策目的とその効果、補助金等他の政策手段との関係、新たな投資による地域経済の活性化の効果、市町村財政への配慮、実務上の問題点など幅広い観点から、引き続き検討する。

◎ 法人実効税率

- 法人実効税率のあり方について、引き続き検討を進める。

◎ 県費負担教職員制度の見直しに係る財政措置

- 個人住民税所得割2%の税源移譲について指定都市所在道府県及び指定都市の間で合意されたことを踏まえ、県費負担教職員の給与負担事務の移譲とあわせて税源移譲を行うこととし、具体的な措置の検討を行う。

自動車税・軽自動車税におけるグリーン化特例（重課）の見直し等

【自動車税・自家用】

区 分		標準税率		重課税率	
		現行	改正案	現行	改正案
乗用車	総排気量 1,000 cc以下	29,500 円	改正なし	32,400 円	33,900 円
	1,000 cc超 1,500 cc以下	34,500 円		37,900 円	39,600 円
	1,500 cc超 2,000 cc以下	39,500 円		43,400 円	45,400 円
	2,000 cc超 2,500 cc以下	45,000 円		49,500 円	51,700 円
	2,500 cc超 3,000 cc以下	51,000 円		56,100 円	58,600 円
	3,000 cc超 3,500 cc以下	58,000 円		63,800 円	66,700 円
	3,500 cc超 4,000 cc以下	66,500 円		73,100 円	76,400 円
	4,000 cc超 4,500 cc以下	76,500 円		84,100 円	87,900 円
	4,500 cc超 6,000 cc以下	88,000 円		96,800 円	101,200 円
6,000 cc超	111,000 円	122,100 円	127,600 円		
三輪の小型自動車		6,000 円	改正なし	6,600 円	6,900 円

【自動車税・営業用】

区 分		標準税率		重課税率	
		現行	改正案	現行	改正案
乗用車	総排気量 1,000 cc以下	7,500 円	改正なし	8,200 円	8,600 円
	1,000 cc超 1,500 cc以下	8,500 円		9,300 円	9,700 円
	1,500 cc超 2,000 cc以下	9,500 円		10,400 円	10,900 円
	2,000 cc超 2,500 cc以下	13,800 円		15,100 円	15,800 円
	2,500 cc超 3,000 cc以下	15,700 円		17,200 円	18,000 円
	3,000 cc超 3,500 cc以下	17,900 円		19,600 円	20,500 円
	3,500 cc超 4,000 cc以下	20,500 円		22,500 円	23,500 円
	4,000 cc超 4,500 cc以下	23,600 円		25,900 円	27,100 円
	4,500 cc超 6,000 cc以下	27,200 円		29,900 円	31,200 円
6,000 cc超	40,700 円	44,700 円	46,800 円		
三輪の小型自動車		4,500 円	改正なし	4,900 円	5,100 円

【軽自動車税・自家用】

区 分		標準税率		重課税率	
		現行	改正案	現行	改正案
四輪以上	乗用	7,200 円	10,800 円	制度なし	12,900 円
	貨物用	4,000 円	5,000 円		6,000 円

【軽自動車税・営業用】

区 分		標準税率		重課税率	
		現行	改正案	現行	改正案
四輪以上	乗用	5,500 円	6,900 円	制度なし	8,200 円
	貨物用	3,000 円	3,800 円		4,500 円

【軽自動車税・三輪及び二輪（自家用・営業用の区分なし）】

区 分		標準税率		重課税率		
		現行	改正案	現行	改正案	
三輪		3,100 円	3,900 円	制度なし	4,600 円	
二輪	原動機付自転車	50cc以下	1,000 円	2,000 円	制度なし	制度なし
		50cc超～90cc以下	1,200 円	2,000 円		
		90cc超～125cc以下	1,600 円	2,400 円		
		ミニカー	2,500 円	3,700 円		
	軽二輪（125cc超～250cc以下）	2,400 円	3,600 円			
小型二輪（250cc超）		4,000 円	6,000 円			

注1：電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合用バス及び被けん引車は除外。

注2：四輪及び三輪に係る軽自動車税の「改正後の標準税率」については、平成27年度以後に新規取得した新車に適用される税率。